

イラン、北朝鮮及びシリア拡散防止法

公法 106-178、Mar. 14, 2000, 114 Stat. 38、改正 Pub. L. 107.228, div. B, title XIII, § 1306, Sept. 30, 2002, 116 Stat. 1438 ; Pub. L. 109.112, § § 3.4(e) (1), Nov. 22, 2005, 119 Stat. 2368, 2369 ; Pub. L. 109.353, § 3, Oct. 13, 2006, 120 Stat. 2015、以下の通り規定した :

§ 1 略称

本法は『イラン、北朝鮮及びシリア拡散防止法』と引用される場合がある。

§ 2 イラン、北朝鮮及びシリアに関する拡散についての報告

(a) 報告書

大統領は、副節 (b) で指定される時に、外国人に関して、その外国人が 1999 年 1 月 1 日以降イランに移転した若しくはイランから取得した、或いは 2005 年 1 月 1 日以降シリアに移転した若しくはシリアから取得した、或いは 2006 年 1 月 1 日以降北朝鮮に移転した若しくは北朝鮮から取得したことを示す確かな情報があるすべての外国人を特定する報告書を下院の国際関係委員会及び上院の外交関係委員会に提出しなければならない。

(1) 次のいずれかにリストされる貨物、サービス又は技術 :

- (A) 核供給国グループの核物質、設備若しくは技術の輸出ガイドライン (情報サーキュラー INFCIRC/254/ Rev. 3/ Part 1 として国際原子力機関により発行されたもの及び以降の改訂版) 及び核関連デュアルユース設備、材料及び関連技術 (情報サーキュラー INFCIRC/254/ Rev. 3/ Part 2 として国際原子力機関により発行されたもの及び以降の改訂版) ;
- (B) ミサイル技術規制レジームの設備及び技術に関する附属書 (1996 年 6 月 11 日及び以降の改訂版) ;
- (C) オーストラリアグループで輸出が規制される生物化学兵器に関する品目及び物質リスト ;
- (D) 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づいて輸出が規制される毒性化学物質又は前駆物質の別表 1 若しくは別表 2 リスト ; 又は
- (E) ワッセナーアレンジメントのデュアルユース貨物及び技術並びに軍需品リスト (1996 年 7 月 12 日及び以降の改訂版) ; 又は

(2) (1) 項で特定するいずれのリストにもリストされない貨物、サービス若しくは技術であるが、それにもかかわらず、それらが米国製の貨物、サービス若しくは技術であって、核、生物若しくは化学兵器、弾道ミサイルシステム、又は巡航ミサイルシステムの開発に重大な貢献をする可能性により、イラン、北朝鮮若しくはシリアへの輸出が (それぞれの場合によって) 禁止されるもの。

(b) 報告のタイミング

副節 (a) に基づく報告書は、本法律の制定日 [2000 年 3 月 14 日] から 90 日後以内、この制定日から 6 か月以内、及びこれ以降は各 6 か月の期間の末日までに提出されなければならない。

(c) 除外条項

次のいずれかに該当する外国人 :

- (1) 特定の移転のため副節 (a) のもとに提出された以前の報告書で特定された者 ; 又は
- (2) 米国政府のために若しくは米国政府と協力して移転に従事した者、本節のもとにそれ以降に提出された報告書において上記の移転のために特定する必要がない者 (ただし、特定の移転が継続していたか、本節のもとに以前に提出されたものより、より大規模か、より重大か若しくは性質が異なるものであることを示す新たな情報が明らかになった段階において除く)。

(d) 機密扱いの形態での提出

大統領が適切であるとみなす場合、副節 (a) のもとに提出された報告書又はこれらの該当する部分については、**機密扱いの形態で提出**する場合がある。

(e) 報告書の内容

副節 (a) のもとでの各報告書には、その報告書で特定される各外国人に関して、その者によりイランに移転される貨物、サービス若しくは技術の種類及び数量の簡潔な説明、その移転を取り巻く状況、イラ

ンの武器計画に対する移転の有用性、並びにその者に対して主たる管轄権をもつ政府側の移転についての見込みがある認識又はその欠如を含まなければならない。

§ 3 特定の外国人に対する措置の申請

(a) 措置の適用

§ 4 及び § 5 を条件として、大統領は、§ 2 に基づいて提出された報告書で特定される各外国人に関して、彼が決定できる期間、副節 (b) で定める措置の一部又は全部を適用する権限が与えられている。

(b) 措置の説明：

副節 (a) で言及される措置は、以下の通りである：

(1) 大統領令 No. 12938 の禁止事項

この措置は、大統領令 No. 12938 の § 4 の副節 (b) 及び (c) で示されている。

(2) 武器の輸出禁止

1995 年 8 月 8 日時点で効力を有する米国軍需品リストに掲げるすべての品目の当該外国人への米国防政府の売却の禁止、並びに武器輸出管理法 [22 U. S. C. 2751 以降] のもとでの国防物品、国防サービス又は設計及び建設サービスの当該者への売却の停止。

(3) デュアルユース輸出の禁止

1979 年制定の輸出管理法 [50 U. S. C. App. 2401 以降] 又は輸出管理規則のもとに輸出が規制される品目の当該者への移転について、輸出許可の拒絶及び既存の輸出許可の停止。

(c) 措置の発効日

副節 (a) に基づいて適用される措置は、遅くとも次のいずれかの期日までに効力を生じるものとする。

- (1) その外国人を特定する報告書が提出されてから 90 日後（報告書が § 2 (b) で要求される日以降に提出される場合）；
- (2) 報告書の提出について § 2 (b) で要求される日から 90 日後（その外国人を特定する報告書が、上記の日から 60 日後以内に提出される場合）；又は
- (3) その外国人を特定する報告書が提出された日（その報告書が § 2 (b) で要求される日から 61 日以降に提出される場合）。

(d) 官報における公告

副節 (a) に基づく外国人に対する措置の適用は、官報で公示される公告によって発表されなければならない。

§ 4 措置が適用されない場合の処置

(a) 議会への通知要求事項

大統領が、§ 2 (a) に基づいて提出された報告書で特定される外国人に関して § 3 (b) で定める措置の一部又は全部を適用するために § 3 (a) の権限を万が一行使しない場合、大統領は、§ 3 (c) における発効日までに、当該者に関する措置について、下院の国際関係委員会及び上院の外交関係委員会に、そのように通知しなければならない。

(b) 書面による正当理由

副節 (a) のもとに大統領により提出される通知には、§ 2 (a) に基づいて提出される報告書で特定される外国人に明確に関連する事実及び状況について詳細に記述する書面による正当理由（当該者に関して § 3 (a) の権限を行使しないとの大統領の決定を裏付けるもの）を含まなければならない。

(c) 機密扱いの形態での提出

大統領が適切であるとみなす場合、副節 (a) のもとでの大統領の通知及び副節 (b) のもとでの書面による正当理由又はこれらのしかるべき部分は、機密扱いの形態で提出することができる。

§ 5 外国人を § 3 及び 4 から除外する裁定

(a) 通論

§ 3 及び § 4 は、大統領が当該者により提供される情報、或いは大統領により別途取得されたを根拠に、以下のことを大統領が下院の国際関係委員会及び上院の外交関係委員会に報告後、15 日間は当該者に適用してはならない。

- (1) 1999 年 1 月 1 日以降において、明らかな移転が § 2(a) に基づいて提出された報告書で当事者を特定させるような貨物、サービス又は技術を、故意にイラン、北朝鮮又はシリア（それぞれの場合による）に移転したり、これらの国から取得していない；
- (2) 移転が § 2(a) に基づいて提出された報告書で当事者を特定させるような貨物、サービス又は技術が、核兵器、生物化学兵器、弾道ミサイルシステム若しくはは巡航ミサイルシステム又はワッセナーアレンジメント（1996 年 7 月 12 日制定）の軍需品リスト若しくはそのリストの以降の改訂版にリストされる兵器を開発するイラン、北朝鮮又はシリア（それぞれの場合による）の活動に大して貢献しない；
- (3) 当事者が一つ以上の関連する不拡散レジームの支持国である政府の主たる管轄下にある者であること、当事者は § 2(a) (1) で定める貨物、サービス若しくは技術の移転に関して § 2(a) に基づいて提出された報告書で特定されていたこと、並びにその移転が当該政府が支持国であるすべてのそのような関連レジームのガイドライン及びパラメータに沿って行われたこと；又は
- (4) 当事者に対して主たる管轄権をもつ政府が、当事者を § 2(a) に基づいて提出された報告書で特定させる貨物、サービス若しくは技術の移転のために当事者に対して意義がある罰を課したこと。

(b) 情報を提供する機会

議会は大統領に以下のことを勧める：

- (1) すべての適切な場合において、当該者を § 2(a) に基づいて提出された報告書で特定させる移転に関して、当該者又は政府に、説明のための情報、無罪を証明する情報若しくはその他の追加情報を提供する機会を与えるために、直ちに § 2(a) に基づいて提出された各報告書で特定される各外国人又はその者に対して主たる管轄権を有する政府に連絡すること；並びに
- (2) § 2(a) に基づいて提出された報告書で特定される外国人から、或いはその外国人に対して主たる管轄権を有する政府から得られた情報が、副節 (a) における権限の行使が正当化される場合、その権限を行使すること。

(c) 機密扱いの形態での提出

大統領が適切であるとみなす場合、副節 (a) のもとでの大統領の決定及び報告又はこれらの適切な部分は、機密扱いの形態で提出することができる。

§ 6 国際宇宙ステーションに関連した特別な支払いに対する規制事項

(a) 国際宇宙ステーションに関連した特別な支払いに対する規制事項

法律の他の条項にもかかわらず、国際宇宙ステーションに関連した特別な支払いが行われる会計年度の間、大統領が副節 (b) で定める決定を行い、下院の国際関係委員会及び科学委員会並びに上院の外交関係委員会及び商業・科学・輸送委員会にその決定を報告しない限り、米国政府のいかなる機関も、ロシア航空宇宙局、ロシア航空宇宙局の管轄下若しくは管理下にある組織若しくは団体又はロシア連邦政府のその他の組織、団体若しくは一派に、国際宇宙ステーションに関連した特別な支払いを行ってはならない。

(b) イラン、北朝鮮及びシリアに関する拡散防止においてロシアの協力に関する裁定

副節 (a) で言及される決定は、以下についての大統領による決定である：

- (1) 大量破壊兵器及び当該兵器を発射することができるミサイルシステムのイラン、北朝鮮及びシリアへの或いはこれらの国からの拡散を阻むのがロシア連邦政府の政策である；
- (2) ロシア連邦政府（当該政府の法執行機関、輸出奨励機関、輸出管理機関及び諜報機関を含む）は、核兵器、生物化学兵器、弾道ミサイルシステム若しくはは巡航ミサイルシステムの開発に重大な貢献をする可能性がある貨物、サービス若しくは技術のイラン、北朝鮮若しくはシリアへの又はこれらの国からの移転を捜し出し防止する持続的なコミットメントを表明した、そして引き続いて表明してい

る；並びに

- (3) ロシア航空宇宙局構又はロシア航空宇宙局の管轄下若しくは管理下にある組織若しくは団体のいずれも、本副節に基づく決定日の前の1年間において、本法律の§2(a)法のもとに報告に値するイラン、北朝鮮若しくはシリアへの又はこれらの国からの移転（§5に基づく決定が行われた若しくは行われる移転を除く）を行っていない。

(c) 事前通知

副節(b)のもとに決定を行う5日前までに、大統領は下院の国際関係委員会及び科学委員会並びに上院の外交関係委員会及び商業・科学・輸送委員会に、そのような決定を行う彼の意図を通知しなければならない。

(d) 書面による正当理由

副節(b)のもとでの大統領の決定には、大統領の結論を裏付ける事実及び状況について詳細に含まなければならない。

(e) 機密扱いの形態での提出

大統領が適切であるとみなす場合、副節(b)のもとでの大統領の決定、副節(c)のもとでの事前通知、及び副節(d)のもとでの書面による正当理由、又はこれらの適切な部分は、機密扱いの形態で提出することができる。

(f) 搭乗員の安全に係る除外条項

(1) 除外条項

国家航空宇宙局は、本節のもとに別途禁止されるロシア航空宇宙局又はロシア航空宇宙局の管轄下若しくは管理下にある組織若しくは団体への特別な支払いについて、国際宇宙ステーションに乗り込んでいる個人による切迫した生命の損失若しくはその個人に対する重大な危害を防ぐために当該支払いが必要であることを大統領が議会に書面で通知した場合、その支払いを行うことができる。

(2) 報告

国家航空宇宙局が(1)項のもとに特別な支払いを行うと議会に通知してから30日後以内に、大統領は以下の内容を記述する報告書を議会に提出しなければならない。

(A) 副節(b)の条項が通知日の時点で満たされた範囲；及び

(B) 国家航空宇宙局が以下のことを確実なものとするために講じている手段。

(i) 特別な支払いを必要とする国際宇宙ステーションに乗り込んでいる個人による切迫した生命の損失若しくはその個人に対する重大な危害の脅威を引き起こす条件は繰り返されない；並びに

(ii) 国際宇宙ステーションに乗り込んでいる個人による切迫した生命の損失若しくはその個人に対する重大な危害を防止するために特別な支払いを行うことが、もはや必要でない。

(g) 機械船に関連する除外条項

(1) 国家航空宇宙局は、ロシア航空宇宙局、ロシア航空宇宙局の管轄下若しくは管理下にある組織若しくは団体、又はこれらの下請業者に対して本節のもとに別途禁止されている特別な支払いについて、機械船の建設、試験、準備、配送、発射若しくはメンテナンスのため、及び暫定制御モジュール用の圧力ドーム及びロシア製の APAS ドッキング機構及び米国の推進モジュール用の関連ハードウェアの購入（合計費用が1,400万ドル以下）のために、行うことができる。

(A) 大統領は、その支払いを行う5日前までに、議会に通知を行っていること；

(B) 当該支払いを受ける団体の行為に関して§2のもとに、いかなる報告も行われていなかったこと、及び大統領がその報告を必要とするような行為についていかなる確かな情報を持っていないこと；並びに

(C) 米国は、米国にとって、行われた特別な支払いの価額に相応した価値の貨物又はサービスを受け取ること。

(2) 本副節でいうところにおいて、用語『メンテナンス』は、国家航空宇宙局によって実行できない行

為であって、かつ、支払い時点で代替手段によって実行できない環境制御、生命維持及び軌道維持機能を機械船が提供するために実行しなければならない行為を意味する。

- (3) この副節は、国際宇宙ステーションで米国の推進モジュールがすぐ使える状態になってから 60 日後、効力を失うものとする。

(h) 除外条項

副節(a)及び(b)にもかかわらず、いかなる米国政府機関も、次の(1)又は(2)に基づいて適用される措置の対象となる外国人に対して、国際宇宙ステーションに関連した特別な支払い、又は国際宇宙ステーションに関連したその他の支払いを行ってはならない。

(1) 本章の § 3 ; 又は

- (2) 大統領令 No. 12938 (1994 年 11 月 14 日) – 大統領令 No. 13094 (1998 年 7 月 28 日) により改正。前述の支払いが前述の外国人に渡されることを米国政府機関が予期する場合、前述の支払いは他の団体に対して行ってはならない。

(i) 国際宇宙ステーションに関連した特定の支払いについての報告

(1) 通論

大統領は、2005 年制定のイラン拡散防止改正法の制定日[2005 年 11 月 22 日]以降において、1998 年 1 月 29 日にワシントンで署名され、2001 年 3 月 27 日に発効した民間の国際宇宙ステーションについての協力に関する協定の附属書、及びこれらに関連した条約議定書、協定、覚書若しくは契約のもとで実行される作業若しくは提供されるサービスに対して米国政府が現金若しくは現物で支払いを行ったロシアの各団体若しくは各人を特定する報告書を、§ 2(a)のもとに提出された各報告書とともに、下院の国際関係委員会及び上院の外交関係委員会に提出しなければならない。

(2) 内容

(1) 項のもとに提出された各報告書には、以下の内容を含まなければならない：

- (A) 報告書で特定される各団体又は各人に対して行われたそれぞれの支払いの具体的な目的；並びに
(B) 上記の各支払いに関して、イラン及び 1961 年制定の対外援助法 (22U. S. C. 2371(a)) の § 620A(a)、1979 年制定の輸出管理法 (50U. S. C. 補遺 2405(j)) の § 6(j)、又は武器輸出管理法 (22U. S. C. 2780(d)) の § 40(d)のもとに国務長官により決定される国際テロ行為に対して繰り返し支援を行ったその他の国において弾道ミサイルシステム若しくは巡航ミサイルシステムの拡散を防止するための米国政府の目標達成にその支払いが害とならないとの大統領の評価。

§ 7 定義

本法律でいうところにおいて、次の用語は以下の意味を持つ：

(1) 国際宇宙ステーションに関連した特別な支払い

用語『国際宇宙ステーションに関連した特別な支払い』は、次のいずれかの作業に対して米国政府により行われた又は行われるべき現金又は現物での支払いを意味する：

- (A) 国際宇宙ステーションでの作業であって、ロシア政府が、ロシア政府の費用で提供することを約束した作業；又は
(B) 国際宇宙ステーションでの作業、若しくは人間の宇宙飛行に関連した貨物若しくはサービスの購入であって、1999 年 1 月 1 日時点で有効であった契約若しくはその他の協定の条件（その条件が上記の日時点で有効であるもの）のもとに行われることが要求されていないもの（ただし、当該条件は、2012 年 1 月 1 日以前に米国政府により行われる又は行われるべき現金又は現物での支払いを意味しない）、1998 年 1 月 29 日にワシントンで署名され、2001 年 3 月 27 日に発効した民間の国際宇宙ステーションについての協力に関する協定の附属書、及びこれらに関連した条約議定書、協定、覚書若しくは契約のもとでの米国政府の義務を果たすために必要な上記の日以前に実行される作業若しくは提供されるサービス。

(2) 外国人；人

用語『外国人』及び『人』は、以下を意味する：

- (A) 外国人である自然人；
(B) 会社、事業連合体、合名会社、協会団体、企業合同体、又はその他の非政府団体、組織若しくはグ

ループであって、外国の法律のもとに組織されているもの若しくは外国において自社の主たる事業所を持つもの；米国人は、また、米国の法律又は米国内での司法権のもとに組織される法人（例えば、会社、事業連合体、合名会社、協会団体、企業合同体、又は米国内でビジネスを行なうために法人組織化されたその他の団体、組織若しくはグループ）を意味する。

(C) 外国政府（外国政府団体を含む）；並びに

(D) 副項(A)、(B)若しくは(C)で定める団体の継承者、サブユニット若しくは子会社（その副項で定める団体が経営支配権を所有する団体を含む）。

(3) 大統領令 No. 12938

用語『大統領令 No. 12938』は、1999年1月1日時点で有効である大統領令 No. 12938 を意味する。

(4) 関連した拡散防止体制への支持者

政府が次のいずれかに該当する場合、その政府は『関連した拡散防止体制』への『支持者』である：

(A) § 2(a) (1) (A)で定める貨物、サービス又は技術の移転に関する原子力供給国グループのメンバーである；

(B) § 2(a) (1) (B)で定める貨物、サービス若しくは技術の移転に関するミサイル技術規制レジームのメンバーであるか、ミサイル技術規制レジームで示される基準若しくは標準に従って当該貨物、サービス若しくは技術の移転を規制するため、1999年1月1日時点で有効であった拘束力のある米国との国際協定の当事国である；

(C) § 2(a) (1) (C)で定める貨物、サービス若しくは技術の移転に関するオーストラリアグループのメンバーである；

(D) § 2(a) (1) (D)で定める貨物、サービス若しくは技術の移転に関して、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約当事国である；又は

(E) § 2(a) (1) (E)で記定める貨物、サービス若しくは技術の移転に関して、ワッセナーアレンジメントの加盟国である。

(5) ロシア航空宇宙局の管轄下又は管理下にある組織又は団体

(A) 用語『ロシア航空宇宙局の管轄下又は管理下にある組織又は団体』は、次のいずれかに該当する組織又は団体を意味する：

(i) 1992年2月25日のその設立時にロシア宇宙局の一部をなしていたもの；

(ii) 1994年7月25日若しくは1998年5月12日に、ロシア政府の命令によりロシア宇宙局に移されたもの；

(iii) 本法律の制定日 [2000年3月14日] 以前、当日若しくは以後の、他のどの時点においても、ロシア政府の命令によりロシア航空空間局若しくはロシア宇宙局に移されたか、移されているもの；又は

(iv) ロシア航空空間局若しくはロシア宇宙局がいつであるかを問わず経営支配権を保有した株式会社。

(B) 副項(A)で定める組織若しくは団体は、次のいずれかに関わらず、ロシア航空宇宙局の管轄下若しくは管理下にあるとみなされるものとする。

(i) 当該組織若しくは団体が、ロシア航空宇宙局若しくはロシア宇宙局の一部となったか又はこれらに移された後、ロシア航空宇宙局若しくはロシア宇宙局から切り離されるか転出された場合；又は

(ii) ロシア航空宇宙局若しくはロシア宇宙局は、当該組織若しくは団体における経営支配権を保持した後に、その経営支配権を譲渡した場合。

[Pub. L. 109.112, § 4(e) (2), Nov. 22, 2005, 119 Stat. 2370、以下の通り規定した：

2000年制定のイラン拡散防止法 [現在は、イラン、北朝鮮及びシリア拡散防止法（上記で示される公法106-198）に対する米国の法律、規則、文書若しくはその他の記録における言及は、イラン及びシリア拡散防止法への言及であるとみなされるものとする。]

[大統領覚書、2000年9月11日、65 F.R. 56209において、上記で示される公法106-178のもとでの大統領に与えられた任務及び権限を、§ 6(f)及び(g)を除いて、かつ、覚書により委任される権限及び任務が再委任されることができるとを条件に、國務長官に委任した（§ 6(f)及び(g)のうち、§ 6(f) (2) (A)及び§ 6(g) (1) (B)についてのみ國務長官に委任を行った、§ 6(f)及び(g)のもとでの残りの任務及び権限については国家航空宇宙局に委任された）。]